

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成29年10月24日

県南広域振興局長 細川倫史

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社デンコードー

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキー関店 一関市中里荒谷14番地10ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(4) 変更の年月日 平成29年6月20日

(5) 変更の理由

ア 設置する者の住所及び代表者の変更のため

イ 小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日 平成29年10月12日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所